

陸開発計画であるとか、あるいは四国との調整の問題につきましては、それとの本法、近畿圏整備法におきまして、これらのほうの調整を内閣総理大臣がはかるということで、調整をするよういたしております。

○田中(武)委員

具体的に申しますが、総合開発法の二条四項と、本法の八条の計画、これは立案の際にはどのような関連を持ちますか。

○八巻政府委員 国土総合開発法第十一条二項の規定によつて、国土総合開発計画の調整を内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行なう、こうしたことになつております。

○田中(武)委員

本法八条の計画、すなわち基本整備計画と事業計画とありますね。これを立案するときにあつて、すでにある国土総合開発等々の計画との関係、かりに、すでに当該地区において、総合開発等において、何で

したらあとで逐次その事例を示してまいりますが、八条の計画を立てるときに、それらの関係はどうするか、こう言っておるので。何なら具体的に地区を申し上げましょ

う。

○八巻政府委員 昨年この近畿圏整備法が出来ます際に、国土総合開発法を改正いたしまして、第十四条の規定をおきまして、内閣総理大臣が、総合開発計画の調整の問題につきましては、国土総合開発審議会の意見を聞いて調整する、こういうことにいたしております。

○田中(武)委員 いや、それじゃあとで逐次申し上げますが、たとえば奈良県の天理は、低開発促進法による指定

地ですね。あるいは兵庫県の島嶼群島、これは離島振興の指定地なんです。あるいは播磨の工業整備特別区で、これは新産都市ではありませんが、そういうもののすでに進んでゐる計画と、第八条の近畿圏整備に関する基本計画を立てるときとの関連を伺つておるわけです。

○八巻政府委員 先ほど申し上げました十四条の規定は、この近畿圏整備計画と、ほかの国土総合開発計画に基づく計画との調整の問題をうたつておられます。が、そうした調整問題が起こらないという場合におきましても、近畿圏整備計画を立案いたします際に、その近畿圏整備審議会のメンバーには、関係各省の方々が入つておりますので、その各省連絡の間におきまして十分調整ができる、そこを来たさないようになります。これが立案するときには、立つて、それの相互の関係を調整しつつ開発をされていくことが適当であるという意味において、指導してまいるということとございまして、それがつてそれぞれの地区におきまして、すでにそれの計画のあることは承知いたしております。そこで私は、いよいよどうだから、そういう点はないと思ふ。しかし既存の事業の推進、それを十分勘案いたしまして、幹事において計画を立て、それを御承知のように各県知事と市町村長の代表とかいふのですが、総合開発法の第十条第一項に基づく特定地域として、この近畿圏で、たとえば三重県の桑名市ほか五カ所、あるいは吉野、懸野、奈良県、和歌山県等が特定地域として指定せられております。そういたしますと、この指定ということは二十六年になります。それでおるわけです。すでに十年余りたつておるから、指定しつばなしではないと思います。すでに総合開発計画に基づくいろいろな施策が行なわれておると思うのです。今度この近畿圏の中で基本計画を立てる場合に、その關係を——それじゃ具体的に三重県についてお伺いいたします。

○河野国務大臣 御承知のように、元来が近畿圏整備に関する法律案は、最近各県各地におきましてそれぞれ開発計画を立てるときとの関連を伺つておるわけです。

○八巻政府委員 先ほど申し上げました十四条の規定は、この近畿圏整備計画と、ほかの国土総合開発計画に基づく計画との調整の問題をうたつておられます。が、そうした調整問題が起こらないという場合におきましても、近畿圏整備計画を立案いたします際に、その近畿圏整備審議会のメンバーには、関係各省の方々が入つておりますので、その各省連絡の間におきまして十分調整ができる、そこを来たさないようになります。これが立案するときには、立つて、それの相互の関係を調整しつつ開発をされていくことが適當であるという意味において、指導してまいるということとございまして、それがつてそれぞれの地区におきまして、すでにそれの計画のあることは承知いたしております。そこで私は、いよいよどうだから、そういう点はないと思ふ。しかし既存の事業の推進、それを十分勘案いたしまして、幹事において計画を立て、それを御承知のように各県知事と市町村長の代表とかいふのですが、総合開発法の第十条第一項に基づく特定地域として、この近畿圏で、たとえば三重県の桑名市ほか五カ所、あるいは吉野、懸野、奈良県、和歌山県等が特定地域として指定せられております。そういたしますと、この指定ということは二十六年になります。それでおるわけです。すでに十年余りたつておるから、指定しつばなしではないと思います。すでに総合開発計画に基づくいろいろな施策が行なわれておると思うのです。今度この近畿圏の中で基本計画を立てる場合に、その關係を——それじゃ具体的に三重県についてお伺いいたします。

○河野国務大臣 御承知のように、元来が近畿圏整備に関する法律案は、最近各県各地におきましてそれぞれ開発計画を立てるときとの関連を伺つておるわけです。

○田中(武)委員 私は具体的な事例をあげてお伺いしたいと思います。が、きょうは一時間ですから、時間がありませんので、後日に譲ります。いまなぜこういうことを申し上げておるかといいますと、まず国土総合開発法がある。それに対して縦の関係としては新産、低開発、そして横の関係は北海道から始まって近畿に至る九つの法律、そうして特別な地域として離れた地区的におけるこれらの既存の計画、もしくは既存の事業の推進、それらを十分勘案いたしまして、幹事において計画を立て、それを御承知のように各県知事と市町村長の代表とかいふのですが、総合開発法の第十条第一項に基づく特定地域として、この近畿圏で、たとえば三重県の桑名市ほか五カ所、あるいは吉野、懸野、奈良県、和歌山県等が特定地域として指定せられております。そういたしますと、この指定ということは二十六年になります。それでおるわけです。すでに十年余りたつておるから、指定しつばなしではないと思います。すでに総合開発計画に基づくいろいろな施策が行なわれておると思うのです。今度この近畿圏の中で基本計画を立てる場合に、その關係を——それじゃ具体的に三重県についてお伺いいたします。

○河野国務大臣 これは私も一議員の立場からお答え申し上げますが、三党で十分研究をいたしまして、整理をしていただいて、一番行政のやりいいよにしていただくといふことが一番適切です。それがお互いに相混淆し、相摩擦を起こすというようなことでは適当ではない。御承知のように、ではあります。しかし、本質であらうと心得ます。しどし御指摘いただきまして、十分検討いたしたい、こう考えます。

○田中(武)委員 私は具体的な事例をあげてお伺いしたいと思います。が、きょうは一時間ですから、時間がありませんので、後日に譲ります。いまなぜこういうことを申し上げておるかといいますと、まず国土総合開発法がある。それに対して縦の関係としては新産、低開発、そして横の関係は北海道から始まって近畿に至る九つの法律、そうして特別な地域として離れた地区的におけるこれらの既存の計画、もしくは既存の事業の推進、それらを十分勘案いたしまして、幹事において計画を立て、それを御承知のように各県知事と市町村長の代表とかいふのですが、総合開発法の第十条第一項に基づく特定地域として、この近畿圏で、たとえば三重県の桑名市ほか五カ所、あるいは吉野、懸野、奈良県、和歌山県等が特定地域として指定せられております。そういたしますと、この指定ということは二十六年になります。それでおるわけです。すでに十年余りたつておるから、指定しつばなしではないと思います。すでに総合開発計画に基づくいろいろな施策が行なわれておると思うのです。今度この近畿圏の中で基本計画を立てる場合に、その關係を——それじゃ具体的に三重県についてお伺いいたします。

○河野国務大臣 これは私も一議員の立場からお答え申し上げますが、三党で十分研究をいたしまして、整理をしていただいて、一番行政のやりいいよにしていただくといふことが一番適切です。それがお互いに相混淆し、相摩擦を起こすということが目的であろう。ことに御指摘でございますが、私、建設大臣として新しい経済情勢のもとにいろいろわが国としても直さなければならぬ点が非常に多くあります。したがつて、そういう意味であります。しかしこれはどこまでも議員立法として、議員さんのほうでお互いに勉強することが適當であろう、こう考えます。

○田中(武)委員 私は議員立法としての権利は、議員に法案提出権があるということです。しかし私は議員としての河野さんじやなしに、建設大臣としての河野さんに伺つておるわけです。いいですか。議員立法であろうとも、政府が改正することはできます。したがつて大臣の言われるような抽象論だけでは片づけません。

そこで、ここで大臣に結論をお伺いいたしますが、この際こういう縦横いろいろな関係でいろいろなものができます。もちろんこれはそれぞれの地域のためにそれぞれの選出の国会議員がいろいろの関係等で議員立法で出したものが多い。しかしこれをひとつ整理する、この必要があると思います。

そこで、ここで大臣に結論をお伺いいたしますが、この際こういう縦横いろいろな関係でいろいろなものができます。もちろんこれはそれぞれの地域のためにそれぞれの選出の国会議員がいろいろの関係等で議員立法で出したものが多い。しかしこれをひとつ整理する、この必要があると思います。

そこで、ここで大臣に結論をお伺いいたしますが、この際こういう縦横いろいろな関係でいろいろなものができます。もちろんこれはそれぞれの地域のためにそれぞれの選出の国会議員がいろいろの関係等で議員立法で出したものが多い。しかしこれをひとつ整理する、この必要があると思います。

○河野国務大臣 建設大臣河野一郎とお答えいたします。

由來、議員立法の修正、議員立法の改正等は、大体議員提案でやつておるが院の慣行と私は心得ます。したがつてそういうお答えをしたのであり

ます。

私は建設大臣河野一郎として、与党たる自由民主党の政調会長に対し、そういう意見を申し述べるという意味合いで、お答えを申し上げたのであります。

○田中(武)委員 必ずしも、議員立法だから議員立法による修正、改正といふことではないと思います。たとえば

電源開発促進法、これは議員立法であります。ところが、政府改正案がす

うことはないと思います。たとえば何回も出、この国会に出ておるで

しょう。そういうことであるならば、議員立法で出しているのを出直しを商工委員会で主張いたしましょうか。

○河野国務大臣 電源開発の修正のど

ときは、基本のものじやございません。議員立法の基本に関する問題では区域もしくはそれぞれの地域を代表する皆さんのが鳴きされておつくりになつて法律を、基本的にそれを云々すると

いう場合には、私は、これは議員立法の改正は議院においてやることが適當である、こう申し上げたのであります。

○田中(武)委員 議員立法だから政府がやらないということではなく、民衆的意見で話し合ってもらつたほうがいい、また建設大臣としてそう望んでおる、こういうことです。

○河野国務大臣 そういうことです。○田中(武)委員 それでは、これは大臣はあるいはおわかりにならないか

ら、政府委員でけつこうですが、この

近畿圏整備法で政令に委任している個所が何ヵ所あるか。総理大臣の指定と

いう個所が何ヵ所あるか。総理府令による委任が幾つあるか。法律によるものが二つ、その法律だけをいま出してきておられます。政令委任について

は、もしかわからにならなければ、私があげますが、各所にあります。そのうちに現在出ておるのは二つしかな

いのです。いわゆる近畿圏整備本部組合ですね、これが五条四項の政令、

それから近畿圏整備審議会令、これが七条五項の政令、そのほか政令委任の場所がたくさんありますが、一つ一つあげて、また、なぜ政令ができるいかを説明願います。

○八巻政府委員 政令に委任している事項としましては、現在この計画が策定段階でございますので、この計画がだんだんとはつきりしてまいりますと

いうと、政令の内容もはつきりしていく、こういうことじやございまして、そ

の政令の中身がましまつてまいりますれば、おのずから政令も出せる、こういうことでござります。

おもな点は、近畿圏の範囲につきまして、二府六県でござりますが、そのうちの一部は政令で区域を除くこと

もできるようにされております。その次は既成都市区域の規模でござりますが、既成都市区域の規模は政令で定めることになつております。この既成都の市の名前は大体考えておるわけですが、すなわち市の中には農村部分もございますが、どの部分の市街地を既成

都市区域にするかという線の引方につきまして、現在計画を考えて概定を

しておる。こういう段階でございま

す。そのほかにつきましては、計画の内容として重要施設の計画というものが

ございます。どういうものを広域かつ根幹の重要な施設として取り上げるか、すなわち道路であるとか、河川であるとか、そろした各施設の名称といふものにつきましては、これも同じく計画

内容をどの幅に持つかということと関連いたしましてきめていかなければなりません、こういうわけで、それがつまりますれば、その政令を出す、こういう順序でございます。その他につきましては総理大臣の指定の事項でございま

二条で書いてございますように、二府六県でございます。で、この二府六県を対象にして計画を立てる。その計画を立て後におきまして、必要に応じては、ある部分につきまして、ほかの地域との接觸点におきまして除外する

ことともあり得る。こういうことでござります。

○田中(武)委員 いま言つたように、まだ時間のゆっくりしたときに申しまして初めて指定ができる、こういうふうな順序になるわけでござります。

○八巻政府委員 いま言つたように、近畿圏の範囲は、第六条で書いてござりますように、二府六県

六県でございます。で、この二府六県を対象にして計画を立てる。その計画を立て後におきまして、必要に応じては、ある部分につきまして、ほかの地域との接觸点におきまして除外する

ことともあり得る。こういうことでござります。

○田中(武)委員 おもな点は、近畿圏の範囲につきまして、二府六県でござりますが、そのうちの福井県は北

海開発に指定せられておる。和歌山県は四國開発に指定せられておる。ところがその四国開発のほうを本法附則第五項をもつて除外しようとしている。

○田中(武)委員 たとえば北陸開発の中に福井県と和歌山県があります。それは本法附則第五項において、和歌山県は除外することになつています。ところが、北陸開発の中に福井県と和歌山県はまだ外することになつていて、和歌山県は除かれています。それから四国開発には和歌山県があります。それは本法附則第一項ただし書きの政令はまだ出

う。違いますか。この政令が出ない限りは、近畿圏の範囲がままらぬのですよ。その一番基本となるべき政令が出なくて、すなわち対象がきまらなく

一章第一節別表の近畿と範囲を異にする。そういう点はどうなります。

○八巻政府委員 四国開発計画におけることは、和歌山県も入っておりますけれども、近畿圏整備計画ができましたときには、その分が除かれてこちらのほうに取り込まれておる。それから北陸開発の関係におきまして、福井とこちらが、ダブるという面におきましては、この整備法の二十二条におきましても、北陸地方開発促進計画と近畿圏整備計画の調整は、内閣総理大臣が、北

陸地方開発審議会及びこの近畿圏整備審議会の両方の意見を聞いて行なうの

だという調整規定もござります。したがいまして、その分がダブつておつては、どちらも差しつかえない、こういうことでござります。

○田中(武)委員 これをあんまり突っ込むと、また大臣は、これは議員立法で、われは知らぬ、こういうことにならぬと思ひますが、これは議員立法の

だという調整規定もござります。したがいまして、その分がダブつておつては、どちらも差しつかえない、こういうことでござります。

○田中(武)委員 これが、しかも、そのうちの福井県は北

海開発に指定せられておる。和歌山県は四國開発に指定せられておる。ところがその四国開発のほうを本法附則第五項をもつて除外しようとしている。

○田中(武)委員 しかもそれが動くのは、本法附則第一項ただし書きの政令が出てたときに動くのですよ。したがつて現在ではまだ四

国開発の中にあるということです。しかしそれが動くのは、本法附則第一項ただし書きの政令が出てたときに動くのですよ。したがつて現在ではまだ四

国開発の中にあるということです。その政令が出て初めて近畿圏の範囲がきまるのでしよう。しかも総合

開発計画の要旨の中で、近畿圏というのか。その政令が出て近畿圏の範囲がきまつていい。大臣、そういう

場合は、近畿圏整備というならば、近畿圏という対象をまずきめるのが必要ですよ。福井県はないわけです。そ

すると、本法第二条の規定及びその政令、北陸開発、四国開発及び国土総合開発法に基づく全国総合計画の要旨第

一章第一節別表の近畿と範囲を異にする。そういう点はどうなります。

○八巻政府委員 四国開発計画におけることは、和歌山県も入っておりますけれども、近畿圏整備計画ができましたときには、その分が除かれてこちらのほうに取り込まれておる。それから北陸開発の関係におきまして、福井とこちらが、ダブるという面におきましては、この整備法の二十二条におきましても、北陸地方開発促進計画と近畿圏整備計画の調整は、内閣総理大臣が、北

陸地方開発審議会及びこの近畿圏整備審議会の両方の意見を聞いて行なうの

だという調整規定もござります。したがいまして、その分がダブつておつては、どちらも差しつかえない、こういうことでござります。

○田中(武)委員 これが、しかも、そのうちの福井県は北

海開発に指定せられておる。和歌山県は四國開発の中に入っている。一方和歌山県

は北陸開発の中に福井県と和歌山県はまだ外することになつていて、和歌山県はまだ外すことになつておる。その政令ができるまでして、それは政令が出てたときに施行せられるというか

たときのミスだと思うのです。福井県は北陸開発に入っている。

○田中(武)委員 たとえ北陸開発の中に福井県と和歌山県はまだ外することになつておる。その政令ができるまでして、それは政令が出てたときに施行せられるというか

たときのミスだと思うのです。福井県は北陸開発に入っている。

○田中(武)委員 たとえ北陸開発の中に福井県と和歌山県はまだ外することになつておる。その政令ができるまでして、それは政令が出てたときに施行せられるというか

たときのミスだと思うのです。福井県は北陸開発に入っている。

○田中(武)委員 たとえ北陸開発の中に福井県と和歌山県はまだ外することになつておる。その政令ができるまでして、それは政令が出てたときに施行せられるというか

が出来なかつた理由はどういうことありますか。

○河野国務大臣 近畿圏といえば近畿

であつて、開発で和歌山が四国のほうにまたある、それは近畿の和歌山の開発がおくれているから、隣へちょっとと浮気をしたというわけだと私は思つてゐるのです。だけれども、地元にりっぱなものができれば、こっちに戻つてくるのはあたりまえであつて、それは和歌山の人もこっちのほうに仲間に入れてくれといつて、こっちのほうに入られる。この法律ができたときには、ちゃんとはつきり和歌山県の人は、四国ではない、われは近畿だといふ意思表示がある。またこちらに入ることはきまつてゐるのです。したがつて、四国のはうにたまたまなる前に入つておつたけれども、四国のはうから除外されてこちらに入つてくる。これはもう、そういう点において欠ける点があつたならば直していけばいいのであつて、なるがゆえにどうこうといふ議論にはならなかろうと私は思います。

いま除外する、除外するとわつしやるが、この除外の意味は私はこう解釈している。たとえば福井県を入れる。

○河野国務大臣

福井の周囲まで入れたらしいだろう。その他の農村は北陸の開発計画の中に入つたらいいだろう。そこで福井県としては近畿圏の整備計画の中に入れるけれども、その中の農村地帯のはうは除外したらどうか、そうしていくべきじやなかろうか、こうすなおにものを考えてやつて

あります。およそ地方の開発をしていたまある、それは近畿の和歌山の開発がおくれているから、隣へちょっとと浮気をしたというわけだと私は思つてゐるのです。だけれども、地元にりっぱなものができれば、こっちに戻つてくるのはあたりまえであつて、それは和歌山の人もこっちのほうに仲間に入れてくれといつて、こっちのほうに入られる。この法律ができたときには、ちゃんとはつきり和歌山県の人は、四国ではない、われは近畿だといふ意思表示がある。またこちらに入ることはきまつてゐるのです。したがつて、四国のはうにたまたまなる前に入つておつたけれども、四国のはうから除外されてこちらに入つてくる。

これはもう、そういう点において欠ける点があつたならば直していけばいいのであつて、なるがゆえにどうこうといふ議論にはならなかろうと私は思います。

○田中(武)委員 大臣、政治論でござらなければ、近畿圏整備審議会に出てないじやないかとおっしゃるけれども、基本のものはちゃんと近畿圏整備審議会で範囲はきまつていて私は思ひます。だから、そこでこれらの代表者を入れて、みな大筋は、それらの代表者が出ていらつして近畿圏の審議会をつくつてやつてしまつたのです。だからといって、なぜ政令を出さなかつてはいけないと思うのです。二条の政令が出なければ、近畿圏がきまらないのです。対象がきまらないのです。そうでしょう。なぜ政令を出さないのですか。違いますか。それでは、常識できまつておるならば、なぜ二条のような規定を入れたのですか。これは議員立法だからおれは知らぬ、こうくるのですか。政令で政府のほうが出します。

○河野国務大臣 この条文をお読みに

かしてはいけないと思うのです。二条の政令が出なければ、近畿圏がきまらないのです。対象がきまらないのです。そうでしょう。なぜ政令を出さないのですか。違いますか。それでは、常識できまつておるならば、なぜ二条のような規定を入れたのですか。これは議員立法だからおれは知らぬ、こうくるのですか。政令で政府のほうが出します。そうでしょう。なぜ政令を出さないのですか。違いますか。それでは、常識できまつておるならば、なぜ二条のような規定を入れたのですか。これは議員立法だからおれは知らぬ、こうくるのですか。政令で政府のほうが出します。

○田中(武)委員 大臣、政治論でござらなければ、近畿圏整備審議会を御立腹があるとは思ひません。あとにかかるところのついたものになつただけだといふのが実相でございます。これはもうやく本年度の予算において幾らかかかる事務費が昨年度あつただけである。事務所、事務員の整備もよう

ます。そうして、われわれとしては、できる範囲において、なるべく急いでできる御承知のとおりでございます。したがい

いままして、わざわざとして、できる範囲において、なるべく急いでできる御承知のとおりでございます。したがい

いままして、それが順序が違うものであります。その御要請にこたえて私もここに本案を御提案してお

りますが、過去、審議会は何回開かれてきましたか、いかなることが行なわれましたか、お伺いいたします。

○河野国務大臣 かねて申し上げておりますように、何も政府が強権をもつて云々ということはないことは、御承知のとおりであります。何

も好んでそういう法律を、政府が、なければいかぬとか、やらなければいかぬとかいうことは考えておりません。

○田中(武)委員 提出責任者である建設大臣がそのようにおっしゃるなら、もう話は別です。しかし、やるべきことは順序があります。いいですか。そ

の範囲をきめる政令も出ていない。あとから逐次第二条定義について申し上

げますが、指定すべき点も指定がなさ

れていないのであります。にもかかわらず、

法律委任の点だけ、法律条項だけ二つ出してきた。十三条法案では、たとえば二十条以下で土地収用等の強権発動、あるいは四十八条以下で懲役も含む罰則、十五条法案では、同じく四条における強制制限、同じように十六条

以下で懲役を含む罰則、こういう強権を含むものだけをまず出しておる。この態度がおかしいじゃないかと私は申上げておる。ともかく権力にたよりに對して、より以上過熱地帯にほつておるもの押えるということは、幾ら早くてもよろしい。これは早くしたからといって、どなたも御不満があり

と思います。だから一方、手続は、いま

いたらしいのじやないかと思うのでござります。およそ地方の開発をしていこうというのに、やはり地方民の要望にこたえて、なるべく皆さんの御期待に沿うようにものを持つていくということが、一番あるべき姿です。そうしていまおっしゃったような点は、悪かったら悪い点を直すということといふのではないかと思うのです。

同時に、まだ出てないじやないか、

う専門委員会の意見を取りまとめて、その専門委員会でまとまつたものを審議会にかけて、審議会が早くおやりなさい。こういうものをやりなさいと、いうことでござりますからやつた、こういうことでござりますからやつた、何をも役立つかハチの頭がどうだとかということを、この法律によつてやるわけではない。土地收用法は、ほかの意味において、工場団地を早くつくらなければいかぬじゃないか、工場団地をつくるために、早くこうしなければいかぬじゃないかといふうに、政治が後手に回りますから、地価が上がつてしまつて目標が達成できないということになりますから、こういうものは急いでやらなければいかぬという地元の御要望が非常に熱烈でござりますから、私もそれにてたえて一生革命やつてゐるのです。あなたのやつしゃるとおり、こんな法律ばかり急いで、政府が出す金も出さぬで、やつてはいかぬじゃないか、私もそう思います。しかし、これも地元の方々の御納得の上ならば、私はやつてもいいと思います。役人が独善的にやることはよろしくない、これはそのとおりでござりますが、どこまでも民意によつて事が進むならばちつとも差しつかえない。建設大臣が自己の発意によつて、むやみに都構の経緯から考えて、早く必要な法を審議しておつたのではおくれるから、首待つておつたのではおくれるから、首大いにやろうという態度は適當でありません。しかし、金はあとからついてくる、金があとからついてくることを

律はおつくりなさい、こういう御意見があるから、私はやつて いる。がって、これらの判断は近畿圏の県民諸君が御判断になると思ふから、反対ならばやめになつたうですかと私は申し上げておる。
○田中(武)委員 そういう言い方に、こういう権力的なものを発動するなら、私は、政府が、できなだけの法律をつくるのは反対です。あなたはいま常識的なことを言わされたのですか。
○河野国務大臣 その審議会に出でたとき諮問案は、専門委員会でやります。総理の独断でつくりません。大臣なんかやりません。その専門会においてまとまつたものを、こうでござりますと言うからやつておいでまとまつたものでござります。
○田中(武)委員 近畿圏整備審議会の第三条に専門委員の規定がありますが、規則のたてまえは、いま大体おつしやつたようなことになつてますか。
○八巻政府委員 この付属の二法案成するにあたりまして、この付法案のために、審議会の下部組織専門委員会を二つに分けました。画部会と法制部会に分けて審議をすることであるとか、あるいは政会によりますれば、そうした法律をくるというようなことは、必ずしもこの近畿圏整備審議会の付議事項——

会の意見を聞いてきめなければいけないのだと、どうような付議事項にはなっておりません。しかしながら、これらのことは非常に地元に利害関係の深い問題でござりまするし、また審議会においても非常な熱意をあげて、この法律の手足をつくるといふことの関心を持たれておるわけでござりますので、十分地元の意見を聞くということが必要でございますので、そこで法制部会においても七回、八回にわたって御審議をいただきました。そして二法案の骨子ができたわけでございます。さらには、この専門委員会の結果を、審議会を開きまして御報告申し上げ、そして審議会の全員がこれに御賛成をいたしました。そこで政府がやつていく、こういうことになつた、こういう経過でござります。

○田中(武)委員 私は政令なり法律に基づいてものと言つたのです。大臣のおっしゃることとは若干違います。そこで政府委員の言つたことですが、これは審議会に諮問したのですか。いつやりました。

○八巻政府委員 三月十六日でございました。

○田中(武)委員 過去に二回しか開かれていないですね。二回でしょう。第一回は頗つなぎですね。第二回は三月何日を開かれたそうだが、われわれがこの原案なるものを知ったのはそれ以前なのです。審議会にはどういう形でおかけになりました。どういうよくな議論が出ましたか。

○八巻政府委員 本年の一月中旬を第

われなりまして審議を続けたわけでございます。その間におきましても、各府県の企画部長であるとか、それぞのチャンネルを通じて、その方面の委員方には、その中間的な審議の模様は反映しておるわけであります。三月十六日の審議会におきまして、この原案を付議し、そして御承認を得た、こういふわけであります。

○田中(武)委員 専門委員会できまつたものを、三月十何日に審議会にかけた。私が知ったときは、それ以前でしたから、過去一回しか開かれていないということを聞いておつた。その後に一回開かれた、こういうことのようです。私も國土総合開発審議委員をやつておりますが、ともかく審議会にかけるというときには、別にそれを審議するというかつこうじゃないのですよ。地元の要望だ、地元の要望だとおっしゃいますが、行政としてはそうかも、しない。しかし一応法律があるなら、それはルールですよ。ルールに従つて行動してもらわなければならぬ。もつと掘り下げて質問したいのですが、時間の関係がありますので、はしょってまいります。

法律をつくるて、この法律はどこに適用するのかといったら、中身は何もないのですよ。そうじゃないですか。両法案の第二条は、近畿圏整備法の何条何項の指定の地域となつてゐる。指定の地域の指定があつたのですか。

○八巻政府委員 既成都市区域あるいは制限区域それから近郊整備区域といふもの、それぞれ計画の内容がきまりまして、政令なりまた総理大臣の指定という行為が行なわれて、具体的にきまつてくるわけであります。その区域がどうきまるかということにつきましては、その計画の内容がきまりませんと、線が引けないのでございままでの、そういう区域が指定されるということを前提として、指定されたならば、その範囲内ではどういうことが起こるのであるか、どういう権限を持つてその計画実施の行為が行なわれるのであるか、というふうなことにつきましての内容を持つた法律を用意しておくということは、必要であると考えております。

○田中(武)委員 わかしいですね。法律を見て、この法律が一体どこに適用になるのかということが具体的でないのですよ。そうでしょう。こんな法律つてありますか。法制局を一ぺん呼んでください。こんな法律つてありますか。

○八巻政府委員 この点につきましては、すでに法制局の審議も済んでおるわけでありまして、その内容は、将来確定し得るものであれば何ら差しつかえない、こういう見解でございます。

○田中(武)委員 それはおかしいよ。二つの法案がいま出しているのでしょ

す。したがつてこの工場団地等につきましても、そういうことでいくべきであると私は考えますが、さればといつて、ただいたずらに農地を他の目的に用途変更するというよくなことは適當ではないということは十分に考慮しつつ、大きな目から、国家目的的にいかよう利用することが適当であるか、ということを基本に考え方を善処していくことが必要である、こう考えております。

○田中(武)委員 たとえば本土と淡路を結ぶ俗に言う夢のかけ橋、きのう神戸のほうで、水中テレビを使って調査したようであります。こういう計画は、この計画が先行しておったわけですが、近畿圏整備の基本計画、事業計画がはつきりとできるときには、道路その他のものはすべて八条の計画として入るのですかどうですか、その点が一点。

もう一つは、あす、大臣は瀬戸内海で、海上会談、というか洋上会談というか、関西汽船のデラックス船であるくれない丸の上で会談をせられることになつておるのですが、その目的、参加者等について御説明願いたいと思います。あわせて、あした天気のいいことを願いたいと思う。

○河野国務大臣 御承知のように、私は建設大臣として、道路計画もしくはその他河川計画等を基本的に持つております。これは近畿圏整備の場合にそれを提出いたしまして、そしてそれと混淆しないように、その計画を尊重していくいただくようにしていきたいと考えております。したがつて、いまお話しの明石海峡の架橋等については、既存の計画を尊重していただくということ

にしていっていただきたいと考えます。
○田中(武)委員 その近畿圏の計画の中
でやるのですか。

○丹羽委員長 八木一男君。
○八木（二）委員 ただいま上程になつております近畿圈関係の二法案に閣議決定をして河野建設大臣並びに政府委員会にて御質問を申し上げたいと思います。あとでわが党の西村闘一委員が質問の順番を待つておりますので、私はたくさんの質問がありますけれども、部分的に

しては、昨年この近畿圏整備法が立案されたときにおきましては、少なくともこれ以上の、現在ある法律体制の上に、それを考えていくという以上に、特に法律的措置を考えておらないようでござります。その意味は、おそらく保全区域に関する既存の法律、たとえば文化財保護法であるとか、都市公園法であるとか、自然公園法であるとか、都市計画における風致地区の整備であ

ことができるような積極的な古文化の対策の手を打たなければならないと同時に、過密地帯が近畿にあるわけでござりますから、そういう人たちの健康上の問題や大阪、神戸のような工業地帯、非常に人口過密地帯があるわけでござりますからこの周辺において歴史的環境とともに、自然的な非常に環境のいい緑地を完全に保存をして、観光資源というような生きものの考え方でござりますよ」と、ほんとうこそひかり

近畿圏整備法の第十四条に保全区域の指定についての規定がござりますが、御承知のとおり、近畿圏整備法の全体の構想いたしましては、近畿圏の整備開発をはかるために既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域という三つの区域のほかに、近畿における自然観光なり古文化財の集中地としていることに対する配慮をいたしまして、保全区域というものを指定して、それを保全し、また整備していくというアイデアを近畿圏整備法では持つておるわけでございます。この保全区域の指定は、近畿圏整備法の第十四条でするわけでございますが、この指定された以上に、さらにこれについて何らかの法的な措置を必要とするにつきま

非常に高く評価をいたしております。したがつて、近畿の開発には観光に相当の重点を置かなければならぬとともに認識いたしております。したがつてこの保全区域は、ただいま事務局が御説明を申し上げました以上に重点を置かなければいかぬとふうに考えております。

○八木（一）委員 大臣のお考えは、まあ大体そういうことだけつこうだと聞いていますが、觀光というより前に、古文化の非常に多い近畿地区であります。民族の遺産を完全に保存し、また、今までの形態で見えなくなったり、埋没しているものをちゃんと明らかにし、世界にも宣伝をするというような

し上げた意味全部について、事務当局より以上に熱意を持って強力に進める気持ちであろうと思ひますけれども、それについてもう一回はっきりとお答えをいただきたい。

○河野國務大臣　大体いまお話しになりましたことに同感でござりますが、ただ観光事業は、これはきわものでないものでありまして、本質的なもので、わが国の将来に非常に重要なものであります。こういう意味合いにおいて、特別にこの地方に関心を持つております。

ただ、くだらぬことを言つておしゃりを受けるかもしませんが、八木さんのお御所在の奈良県が、その意味においては一番県民諸君の御奮發をいただ

○河野国務大臣 御承知のように、私は建設大臣として、道路計画もしくはその他河川計画等を基本的に持つております。これは近畿圈整備の場合にそれを提出いたしまして、そしてそれと混淆しないように、その計画を尊重していくいただくようにしていきたいと考えております。したがつて、いまお話しの明石海峡の架橋等については、既存の計画を尊重していただくということ

海関係の県県事さん、主要都市の市長さんが主たるメンバーで、それに議長さんもお加わりになるかもしませんが、そういう方々のそれぞれの立場を承って、私の行政の参考にいたしましたい、こう考えております。

う二つの区域のはかに、近畿における自然観光なり古文化財の集中としていることに對する配慮をいたしまして、保全区域というものを指定して、それを保全し、また整備していく、ということアイデアを近畿圏整備法では持つておるわけでござります。この保全区域の指定は、近畿圏整備法の第十四条でするわけでございますが、この指定された以上に、さらにこれについて何らかの法的な措置を必要とするにつきま

○八木（一）委員 大臣のお考えは、まあ大体そういうことだけ、こうだと思ひますが、観光というより前に、古文化の非常に多い近畿地区であります。民族の遺産を完全に保存し、また、今までの形態で見えなくなったり、埋没しているものをちゃんと明らかにして、國民がその遺産を十分に認識をし、世界にも宣伝をするというような

ただ観光事業は、これはきわものでないものでありまして、本質的なもので、わが国の将来に非常に重要なものであります。こういう意味合いにおいて、特別にこの地方に関心を持つておりまます。

ただ、くだらぬことを言つておしかりを受けるかもしぬませんが、八木さんの御所在の奈良県が、その意味においては一番県民諸君の御奮發をいたゞ

八

八木（一）委員 申しておることは面
かなければならぬところでなからうか
といふ気がいたしまして、特にそういう
うものについて、地元の諸先生方の御
協力をいただきたいし、お願いを申し
上げたいと 思います。

整備法は整備法で、それとは別個に、奈良にもたびたびまいりまして、奈良の公園を、どういうふうにすべきか。一々現実にできることはやってまいりますが、そういう所存でやっておることは御承知のとおりでございます。また京都についても、私は同様な関心を持つていろいろ努力いたしております。

て、おのずから予算がきまる、そういうことでござります。

○八木〔一委員〕 建設大臣いま次長の答弁とのおりであります。私は技術的な点で答弁の食い違いというようなことをごちやごちや言う気はありません。大臣、いま答弁をお聞きになつたように、いまの二法案についても具体的な予算がついていない。それから……。

○河野国務大臣 金は要らないんで

の故郷が、いまの法律が少なくて予算措置が少ないために、どんどんとこわされていく。ですから、文化財保護法や自然公園法や都市公園法では、大臣がいま明確に答えたようなことに対処するだけのものがないわけです。保全地域に対して、具体的なものを推進するような法律を出されるのが至当である。それを出されるについて、ほかの二法と同じように予算の関係だと大臣言われたけれども、そういうことはない。

慣行からいって、通りやすいということでおございまして、あらためてそういう法律をつくるということはなかなかない通りにくい」ということだと思うのでござります。しかしお話しの点もござりますから、またその重要性も私は十分心得ておりますから、よく勉強してみる所存でございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

の点についていろいろな準備なり計画が進んでおりません。先ほど次長から答弁があつたところによると、それについていろいろな現行法があるといふこと、特によくともいひうなわなくともいといふこと、本法のほうに特別の法律を定めること

地元に御協力願う、ないしはわれわれのできる範囲でやることであつて、いまのお話の点は、法律を出して、すぐ予算がつかなければどうにもならぬものです。したがつて、いまの点については予算が計上してありませんから、法律の提出まで至つておりま

○八木(一)委員 これは金が要らないとおっしゃる。それからこの法案については、そういうことでなしに出されただ。ただそれと似たものを、同じようないものを保全区域について考えられることも、これが出了以上は、大至の答

まの段階においては関係はない。ですから、それを出されなかつたことは不十分であるということを申し上げているわけです。その点について率直に不十分な点は不十分と認めて、お答え願いたいと思う。

官は外へ出るが、政治家である大臣は、ほかの点ではダイナミックかもしれないけれども、この点についてはちよつと消極的過ぎる。というのは、片一方、工場や何かのものの法律はできてるわけです。それに対して不均一課税をしたときの補てんとか、国有才産の可憲性とか、税道の改進をき

とが書いてなかつた経過は私も承知しておりますすけれども、しかしながら今まで法律をつくつた点は、百点満点

せん。くどいことを言つておじかりを受けるかもしれません、いま御審議をいただいておりますものは、これが

弁のようなチェックはなくて差しつかえないわけです。保全区域についても、似たような問題について検討をし

違つてゐるのじゃないですか。この近畿圏整備法、首都圏整備法にしましても、この整備法本来のものは、そう大

財政の何とかどかで鉄道を費す資金のあつせんとか、積極的な規定があるわけです。こっちがなければ、そしてそれならば、地方としては、民族将来の

でないに、八十点、九十点である。それを百点にするためには、当該の役所が、ちゃんと本文には「近畿圏整備計画の立案及びその立案のため必要な調査を行なうこと。」というような任務をきつておられるわけですが、いかがですか

て出しておる……。そういう点で、保全区域についてもそのような具体的な案を出されることが至当ではなかつたといふふうに思うわけです。それについて、時間がありませんから申しますが、今後ますますこの問題に

きな予算を持つような形にはなりにくいいのではないか。これはどの法律でもそうであります。既存の法律体系で、近畿圏整備法が主体になつて、どういう道路をつくり、どういう道路が適当

大計もあるけれども、毎日の経済の発展ということも考えるから、こっちのほうに入れば、そこでいろいろ工場が入ってくる。地方公共団体にしたら、地方税が增收をする、回りの人とすれば

る、その欠点を埋めてそういうことをやるべき責任があるわけであります。その意味において、今度関係の二法案を出されたときに、保全区域について具体的にそれを保全し、積極的に開発できるような具体的な効果を伴う法律をなぜ出さなかつたか。この点について準的にお尋ねをいたします。

然公園法とか都市公園法というような次長のはうは文化財保護法とか自
由で金が出るというものがあるといふことをさつき説明をしておられる
と思う。ところがその三法による金は
金の出方が非常に少ないし、三法による
規制のしかたは強力ではないし、そ
ういうことで文化財が破壊をされ、保
存できなくなつようになり、綠地がどんど

たといえは、眞設省の道路予算の中から、こう書いていくことが一番可能なものであり、一番できることでありますということをございまして、いまお話しになりました点につきましては、既存の法律で、その法律に予算を十分つけて、そしてこのほうの仕事をやっていっていただく。首都圈、近畿圏においてはこういうことが色々必要

は、そういうことで商店が繁盛したり工場がふえるだろうという期待も持つということで、工場を引っぱりたいという気になるわけです。そこで片一方の保全地域をしたときにも、金の面その他の面で同様の政府の裏づけがなければ、どうしてもこの計画のときにたとえ緑地がこわれても、たとえ文化財があっても名前ができないよ、どうぞ大まか

けであります。それについての建設大臣の御答弁を伺いたいと思います。

○河野国務大臣 八木さんも御承知でございますが、私は、近畿圏整備は、伴して予算が組まれておるということではございませんので、この計画がきまりまして、そうしてこの措置によつて動かしていくという段階におきまし

となくなっていくという現状にあるわけです。これは河野さんが言つておられるところおり、私は奈良市に生まれ奈良市に育つてゐる。一番の民族の文化

だから、それはひとつせひやつてもらわなければいかぬという要望を、それらの既存の法律に要請をしていくということのほうが、順序として、従来の

なるらうとも、工場を引つぱつたほうが得だ、住宅を引つぱつたほうが得だと
いうことになつて、これは審議会で審
議をし、本部で十分検討され、国会でも

内容について質問をするとしても、現地で目前の自分の商売の繁盛のために、工場が来たほうがいいというような気分になって、それに地方公共団体も支配されて、近畿圏全体の、あるいは日本全体の将来の大計を誤るおそれがある。誤らせないようにするために、保全区域にも、工場を引つぱることと同様に国が対処をしないと、あとからでは間に合わなくなるわけです。その意味で、同時にやつていただきたい。文化財保護法や、自然公園法や、何があります。ありますけれども、文化財保護法というのは、そこにもいっているけれども、日本の非常に豊富にして貴重なる文化財を守るためには、ほんとうにちょっとしか役割りを果たしていない。その規定をフルに動かしても、たとえば何といいますか、環境保全のためにいろいろ持ち主のほうが損害を受ける。その損害の補てんをするためには、通常生ずべき損害を補償するということが最高度に發揮されて、それだけなんです。通常生ずべき損害ということになると、いまのように地域開発が盛んになつて、土地が値上がりをして、工場ががんがんふえるときに、もしさういうふうにすればもうかるというのを、もうかりそこのなつたというものを全部補てんすることには、この法律ではならない。ならばければ、そこでそういうことのほうを考える人が、文化財保護とか、名勝とかがつぶれてもそつちのほうに動きたいということと、どんどんつぶれていくことになる。自然公園法、それから都市公園法にしても、設備費について二分の一の国庫補助があるだけで、その地域を買いつかるだけの国庫補助は片

方のほうはない。。片っ方のほうは三

臣の前向きの御答弁をぜひ期待をいた

臣の前向きの御答弁をぜひ期待をいたしたいと思う。

○河野国務大臣　いまお話しになりましたが、ただ一点どうかと思ひますことは、これはすべて日本の古文化、芸術、また国立公園、その他に適用する問題でございます。ひとり近畿圏だけが守られればよろしい問題じゃございません。したがつて、いまお話しのような点は、積極的に基本法全体を是正するなり、これらに對して大きな予算の裏づけをするなりして、日本の国全体の立場から、こういうものをどう守るかということを考えなければならぬ問題である。ただ、お話しになりましたたように、近畿圏におきまして、特に奈良周辺に工業団地が多く密集するとかいうような計画が立案されましたときには、この地方のこれらのものを守る必要があるという特別な条件が出てくると思います。そういう場合におきましても、当然、お話しになりましたようになっていかなければならぬ。こう思ひでございます。ただしできるだけひとつ御協力申し上げることをお答え申し上げます。

○八木(一)委員　その大臣の御答弁は大体満足でございますが、それをほんとうの意味で実行していただきための最大の努力をお願いしたいと思ひます。

それから、現在文化財、緑地、観光資源のこととは全国的な問題でございまるというふうに状況が今度動く。それるために、近郊にどんどん都市をつく

における保全区域について、そういうことを進めていただきたい。首都圏においても同じように、必要があれば、もちろん進められてしかるべきだと思います。

私の割当時間はあと九分でありますから、簡単に申し上げますが、今度の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案の中にも「都市開発区域の工業都市、住居その他他の都市としての開発に資することを目的とする。」とあります。事務局に伺いますと、これは工業都市と住宅都市を考へているということをこの説明で伺いましたけれども、事務局は、それだけの考え方でなく、もっとと発展して考へていただかなければならぬと思いますのと、ぜひ大臣のほんとうの意味の指導力で、ここに学術研究都市というものをこの対象とするといふふうにしていただきたいと思います。そういうことで、大臣の御答弁をお願いいたしたいと思います。そのところに対するという御答弁をいただければ、直ちに質問をやめます。いろいろなことがありましたら、その理由を聞いて、われわれの主張の理由も聞いていただきたい。

す。」と呼ぶ)賛成されるところは、適當でないところが賛成されるのです。まあ、あまりくだらぬことを申し上げて御無礼申しましたが、計画ができました上で、これらについては考える。ここであらかじめ御答弁を申し上げることはよろしくないと思います。

○八木(一)委員 適当であるとかないとかいうのは、計画になりますが、とにかく適当なものがある場合も、これは十分あるわけですから、この「その他」の中には、工業都市、住宅都市といふほかに、学術研究都市というのも包含をするという意味で、大臣が事務局を御指導願いたいと思います。いま具体的に不適当かどうかについては伺う必要はありませんが、学術研究都市を包含するという意味で、ひとつ最高命令で、事務局を御指導になつていただく、それはひとつ前向きの検討をいただきたい。

○河野国務大臣 大阪なり京都なりというところにありまする学校を動かす必要がある——研究機関はあまりたいしたものはないですが、あの学校を動かすような必要性が起つてきて、そういう計画が近畿圏整備委員会において決定されるというようなことでありますれば、むろん考慮しなければならぬ、こう思ひます。

○八木(一)委員 いまの質問に引き続き、次長その他の事務局の方に伺いますが、大臣は、いま学術研究都市について、具体的に一つ一つことが適當であるとかないとかということは、具体的な計画でやるけれども、この近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案については、この条項の中にある「都市開発区

域の工業都市、住居都市その他の都市としての開発に資することを目的とする。」というところの「その他」の中に、住宅都市はもちろんでありますが、学術研究都市も入るということです、大臣は御答弁になつたわけです。次長さんその他事務局の方は、そのつもりでこれに対処願いたいと思います。

○八木（一）委員 いま大臣と次官の御
答弁で、次長は、さつき言っておられ
ましたが、そういう点で積極的に進め

路計画で、大阪なんかとも非常に連絡が便利になつて、そのようなところに適地があるわけであります。その他、

まず第一は、近畿圈整備法が昨年の八月十四日に本院を通過するにあたり、附帯決議がなされておりま

あります。

に、住宅都市はもちろんであります
が、学術研究都市も入るということ
で、大臣は御答弁になつたわけです。
次長さんその他事務局の方は、そのつ
もりでこれに対処願いたいと思いま
す。
まことに、私は、この問題を、
立派な立場から、立派な立場で、
地方税の不均一課税の補てん部分は関
係ないじゃないかという御議論はある
うと思ふ。しかしながらまた学術
都市は、立派な立場から、立派な立場で、

滋賀県にも京都府にもおありになると
思います。そういう点について積極的に
に対処されることを、次官から前向きに
にお答え願えましたならば、あとの質
問は保留して、一応これでやめさせて
いただきたいと思います。

これは御承知のとおりでござります。この附帯決議がなされておられます。なお、参議院で可決されるにあたりましても、三カ条の附帯決議がついておるのでござります。この附帯決議の中に、「京阪神地区の都市整備」とあります。

臣がおられませんから、大臣がおられるときに直接聞いたほうがいいと思いますが、次長もその場に出席しておられたから、その間の事情もおわかりだろうと思いますから、次長にお伺いをいたしますが、昨年の九月二十一日の

じき活動をさくはいろいろしくも質問す
ることの内容について少し想像されて
おりましたが、私の申し上げたいことは、
もう一つの法律のほうにおいては、
工場と学校、そういうものが過密
地帯に建つことをブレークをかける法
律です。したがつて工場や学校が追い
出されるわけです。追い出されたら、
今度それをつくるところを、受け入れ
るところをつくらなければならぬ。そ
の受け入れのところで諸条件を整備す
るために、たとえば国有財産の譲渡を
どうするとか、鉄道の設備について
あっせんするとか、不均一課税につい
て国が対処するとか、そういういろい
ろなことをしなければならない。工場
にからむ住宅、その従業員の住宅、そ
ういうようなものについては、そういう
ものが整備されなければ、そういう
ような学校あるいは研究所が発展をし
ない。そういう点については、不均一
課税に対する補てんという問題が必要
であろうと思います。交通機関の整備
についての資金のあっせんも必要であ
ろうと思います。国有財産をそのよう
な研究所あるいは学校に使わせるとい
う点について、国有財産の払い下げに
關する条項はもちろん必要であります。
そういう点で、ぜひ積極的にやつ
ていただきたいと思います。

滋賀県にも京都府にもおありになると
思います。そういう点について積極的
に対処されることを、次官から前向き
にお答え願えましたならば、あとの質
問は保留して、一応これでやめさせて
いただきたいと思います。

○鴨田政府委員 ただいまの再度の御
質問でありますけれども、ただいまの
御質問の内容は、各省にも関係がござ
いますし、建設省が主導権をとりまし
て、善処いたしたいと思います。

○丹羽委員長 西村閑一君。

○西村(閑)委員 私は、本日、大所高
所から大臣に質問したいと思っており
ましたが、大臣がお帰りになりました
ので、次の機会に大臣に質問をいたす
ことを保留させていただきたい。委員
長におかれましても、また理事会にお
かれましても、ぜひこの点を御考慮願
いたいと思うのであります。

私は、本建設委員会におきまして、
前にも水資源の問題のときも、また河川

臣がおられませんから、大臣がおられるときには直接聞いたほうがいいと思いますが、次長もその場に出席しておられたから、その間の事情もおわかりだろうと思いますから、次長にお伺いをいたしますが、昨年の九月二十一日の審議会の初会合が大阪で行なわれました。その初会合のときに、先ほども問題になつておりますように、審議会は二回しか開かれていないのですが、その最初の顔合わせの第一回の審議会の席上におきまして、河野大臣、というよりは本部長は、次のような発言をしておられるのであります。近畿の整備の目的については、周辺や奥地の開発や地域格差の是正に主目的があるのでなく、大阪など過密地区の整備が目的である、こういう発言をしておられるのであります。

や住宅だけをするのではなくて、学校とか研究所についても受け入れ体制をつくるないと、アンバランスになる。いまの大臣の御答弁では受け入れるということで、けつこうであります。が、具体的にどんどん積極的に入れられるよう、ひとつ政務次官はそういう点について積極的に御努力を願いたいと思います。次官から御答弁を……。

○鷗田政府委員　ただいま御質問の点は、先ほど大臣の御答弁のとおり、ケース・バイ・ケースによりましてそれを処理していくたい、こういうよう

に考えております。

ありません。まだ研究所は、大きな町のまん中のほうが便利なものもありまつけれども、基礎的な研究、あるいはほこりがちょっとでも入ってはいけないといいうような精密機械の研究、こういうものは、少し距離が遠くとも、空気の清浄なところでやらなければならぬものが多いわけです。先ほど、奈良県にはないとうふうに、河野さんは認識不足のことと言つておられましたが、奈良県は奈良市だけではない。山の向こうに丘陵地帯があつて、そのような学術研究都市としてものすごくいいところであり、今度の建設省の道

滋賀県にも京都府にもおあります。そういう点について積極的に対処されることを、次官から前向きにお答え願えましたならば、あとの質問は保留して、一応これでやめさせていただきたいと思います。

○鴨田政府委員　ただいまの再度の御質問でありますけれども、ただいまの御質問の内容は、各省にも関係がござりますし、建設省が主導権をとりまして、善処いたしたいと思います。

○丹羽委員長　西村閑一君。

○西村(閑)委員　私は、本日、大所高所から大臣に質問したいと思っておりましたが、大臣がお帰りになりましたので、次の機会に大臣に質問をいたすことと保留させていただきたい。委員長におかれましても、また理事会におかれましても、ぜひこの点を御考慮願いたいと思うのであります。

私は、本建設委員会におきまして、前に水資源の問題のときも、また河川法の改正のときも、本建設委員会にまいりまして質問をいたしましたが、いずれも河野大臣に直接お伺いをする機会がなかつたのであります。これは、大臣の御都合や、質問をいたします委員諸公の都合からそくなつたのでありますから、そのことについてはやむを得ないと思ひますが、ぜひ次の機会に、近畿圈整備法付属二法について、大所高所から大臣にお伺いをいたしたいということを希望いたしまして、きょうは若干のことを、次官並びに事務当局にお伺いいたしまして、早く切上げたいと思います。

。これは御承知のとおりでございます。それで、五カ条の附帯決議がなされ得ております。なお、参議院で可決されるにあつたりまして、三カ条の附帯決議がござつておるところでございます。この附帯決議の中に、「京阪神地区の都市整備と近畿地域の地域開発を併行的に促進すること」などござつておるわけでございます。この附帯決議の中に、「京阪神地区の都市整備と近畿全域にわたる均衡ある発展を図ること」ということで、均衡ある発展をはかるということ、また参議院の附帯決議には、「地域格差の是正に努めること」というふうになつておりますが、この付属二法の中で、それがなわち、既成の大都市区域については、産業、人口の集中を排除してきまるだけその既成都市内になくて考え方が出ておるわけであります。なわち、既成の大都市区域につきましては、産業、人口の集中を排除してきまるだけその既成都市内になくてよろしいような工場とか学校といふうなものが外に出る、近郊整備地区によりまして、近畿全体の均衡ある発展をはかるようにしようという基本的立場をはかるようになります。外周部における開発区域の整備開発をはかるようにしようといふことによりまして、そうした都市圏に集中するということのない方向が打ち出されておるわけでありまことに、片っぱにならぬようによつておるわけであります。

臣がおられませんから、大臣がおられるときには直接聞いたほうがいいと思いますが、次長もその場に出席しておられたから、その間の事情もおわかりだろうと思いますから、次長にお伺いをいたしますが、昨年の九月二十一日の審議会の初会合が大阪で行なわれました。その初会合のときに、先ほども問題になつておりますように、審議会は二回しか開かれていないのですが、その最初の顔合わせの第一回の審議会の席上におきまして、河野大臣、というよりは本部長は、次のような発言をしておられるのであります。近畿の整備の目的については、周辺や奥地の開発や地域格差のは是正に主目的があるのでなく、大阪など過密地区の整備が目的である、こういう発言をしておられるのであります。

都圏におきましては、東京というものを中心にしてるものを考えようということでありましたけれども、近畿圏においてましては、二府六県全体がバランスがとれる、従来の大都市圏だけを中心にして考えるというものの考え方ではないのだということを明白に言っておられたわけです。私はその面において、いまのお話はちょっと違うのではないかろうか、私の記憶ではそう考えております。

ほどから触れています近畿の総合開発、近畿は一つという観点に立つて、どのような地域差の是正につとめようとしておられるのであるか、近畿圏全体の中ににおけるところの個々の地域の特殊性、またその特殊性に基づくところの具体的な開発、そういうことにつきまして、地方自治体の意見を十分尊重しろということですが、附帯決議の第一の趣旨であったと思うのでござりますが、これはぜひ委員会等を通じて、そういう点を事こまかに具体的に議論をせられまして、そうして具体的な計画がなされることだと思うのですが、まだ事業計画も出ていない今日でございまますから、こういうことを聞くのは無理かもわかりませんけれども、附帯決議のこの精神が、本付属法案の中においてどのように生かされているか、また生かそうとしておられるか、そういう点について次長の御見解を伺います。

○西村(国)委員 そのことに關しまして、たとえば計画を効率的に推進するためには、団地造成事業団については、三十四条の開発公社を認められたいために、団地造成の施行者に、民法第三百九十八条によるところの地方公共団体でも設立できるよう、法の改正を早期にはかってもらいたいとかいう意見が出ておるようになっておりますが、これにつきまして、近畿圏整備本部はどういうふうに考えておられますか。

○八巻政府委員 工業団地造成事業の施行主体といったしまして、この法律では、日本住宅公団及び地方公共団体、府県、すなわち市町村あるいは地方自治法上の開発事業団というものを予定しているわけでござりますが、現地における審議の過程におきましては、いわゆる民法法人でござりまするところの協会であるとか公社であるとかいうふうなものを、公共団体と同じように工業団地造成事業の施行主体にしたらどうか、そういう方向でひとつ検討してみてくれという御要望がございました。そこで私どもいたしましても、各省との折衝の過程におきましては、そうしたものを施行主体に加えるということでお折衝したのでござりますけれども、ただいまの段階におきましては、そうした民法法人というものを、すなわち収用権の主体とするといふうことにつきましては、なかなかむずかしいという問題がございまして、将来こうした民法法人が自治法上のあるいは一定の公法上の例に乗る

という字句が入るようになるということを希望いたしまして、それまでは待とうということで、今回は、それらの施行者を主体にするということにつきましては、見送った、こういうわけでござります。

○西村(閔)委員 私は、この法案を作成せられるときの関係各省との連絡協議等の結果、こういうことになつたということもわかるのでありますし、またこういう声が妥当かどうかという点についても、私は自分の意見を申し述べていません。こういう声があるということ、それは十分にその声を聞いて、これを尊重して折衝しておるが、今回は見送ったということのようでございますが、しかしある県では、県がうらはらの関係において、開発公社をつくつてあるところもあること、御存じのとおりでありますし、開発公社、裏を返せば県、地方自治体という形で事業をやつているところもあることは御存じのとおりでございます。そういうところから、開発公社がこの団地造成の施行者になれないということになると、根本的に県の方針を変えないといかなければならぬというきわめて卑近な、具体的な問題が引つかかってくると思うのでございますが、そういうような点、また、お答えがございませんでしたが、地方開発事業団につきましては、一つの地方公共団体でも設立できるようにしてもらいたい、こまういう希望があるのでございますが、私はこれがいいとか悪いとかいうことを申しておりません。こういうことに付して、現在の法案ではそうはなつてないということも承知いたしておりますが、今後の考え方として、そういう

う声があり、そういう実情がある、それをどう処理するかということを、地方自治体の声を十分に尊重するという附帯決議の精神から、これをなおざりにしては、その点につきまして、いま次長から、事務的な御答弁がございましたが、政務次官の御見解を承りたいと思います。

○鴨田政府委員 地方自治体の本旨にのつとりまして、地方自治体の円滑なる運営をはかるという意味におきましては、ただいま仰せのとおりの諸条件を充実させなくちゃならないということは、お説のとおりでござります。ですから、これは私といたしましては、やはり運営の問題でございまして、今後そういうケースによりましては、われわれといたしましても、でき得る限り前向きの姿勢でいくことが必要じゃないか、こういうふうに考えております。

○西村(閔)委員 どうもいまの次官の御答弁は、少し私には明確に受け取れないのでございますが、運営の面だけではなくて、実際にこの法案が国会を通過して成立いたしました場合に、ある県では県の開発公社を持つていいこれがこの法案によるところのいわゆる団地造成の施行者になれないといふことになると、県のやつている開発公社というものは浮き上がりてしまふ。それはそういうものでなくやればいいということが言われるでしょうけれども、現実にそういうものをつくつていふ。それはいい悪いは別の問題です。社会党としても公社については意見がございますが、そういうことはいまここであげるつもりはありませんけれども

も、しかし現実にそうなっているといふことについて、これに対しても、ただ運用の面だけではなくて、今後この法案の審議の過程において、あるいはまた将来において、こういう点に対する処理をどういうふうにしていったらいいか。運営の面だけでなしに、一応政府が責任を持って提案していられる法案でございますから、政府のほうから、そういう実情に即したように直していくといつたようなことは、もちろん言われないことはわかり切っておりますが、将来の問題として、あるいはまたそういう議論が委員会で出た場合において、それらの点について、実際困っている県の実情を、どうこれに対処していくべきであるか、こういうことを考えてもららうことが、やはり行政の責任にある政府としての立場ではないかと思いますので、あえて政務次官の御見解をもう一度お伺いたしたいと思います。

○西村(閑)委員 工業用地の造成に關
しまして、都市計画の条件の一つに、
「近郊整備区域又は都市開発区域の整
備開発の中核となるべき相当規模の区

域」というふうに言われておりますが、この相当規模の区域というのは具体的にどの程度のものを考えておられるか、またどの地域を考えておられるか、もしされらの点について計画が具体的に熟しておりますれば、この機会にお述べをいただきたいと思います。

○八巻政府委員 工業団地の規模でございますが、これは工業団地が、結局そうした近郊整備区域ならば、その市街地開発の目になる、あるいは開発地域でありますならば工業都市の目になります。したがいまして、その規模といふものは、首都圏におきましては、現在のスタンダードといたしまして、十五万坪以上というふうな標準をきめております。したがいまして、近畿圏においておきましても、大体同じようなスタンダードで考えていいのではないかとうかと思つております。現在までの各地方で進行いたしております宅地造成あるいは工業団地造成、そししたもののが、そういう規模あるいはそれ以上の規模で行なわれておりますので、そういうことで進んでいいのではないかどうかと考へております。

○八巻政府委員 ただいままでの整備計画立案の事務的な進捗状況いたしましては、基礎的な調査をずっとやつておりまして、さらにこの基本整備計画におきまして根幹になる基本方針をまずきめなければならぬわけでござります。そこで、この基本方針をこの夏ぐらいまでにきめたい。それに引き続きまして、区域の指定に関すること、さらにはまた広域根幹の主要施設の計画というものをこの秋ぐらいまでに打ち出したい、こういうふうに考えておまりまして、ただいま事務当局でその原案を練つておるわけでございます。

○西村(闇)委員 先ほどから同僚委員の質問に対するお答えの中においても明らかでございますように、専門委員会が中心になつてやっておられるということで、審議会はあまり活発になされていないというふうに受け取られるのでございますが、専門委員会といふものは審議会の付属の補助的な機関であつて、やはり審議会が中心にならなければならぬと思うのでございまます。予算等の関係もあって、そう再々お開きになれないという事情もわからぬではないでございませんが、審議会の運営について、もう少しく前向きに審議会を活用なさるということが必要ではないか。そのことが、本院における本法に対する附帯決議の精神にも具体的に沿うしていく一つの道だと考えるのであります。

組織について——これは別の機会に譲りますが、財界のウエートが非常に大き過ぎる、財界中心の審議会であるというくらいが、あるのであります。もちろんその中にあっては地方の首長とか議会関係の者とかいうものも入っていいわけではなく、まんが、しかしウエートが財界に壓迫されてゐる。これでは地方の問題あるいはまた特に地方にある労働者、労働者、農民を弁護する力が非常に弱いござりますが、審議会の組織運営について、この附帯決議の精神に沿うように、今後配慮せられる必要があると思いますが、その点、政務次官いかがでござりますか。

資産税に対する不均一課税のほか、開発法におきましては、地方税に対する不均一課税の措置も考慮されておりますけれども、この近畿圏における開発地域につきましては、大体現在の新産都市法と同じようなレベルで考えるということと、不動産取得税と固定資産税だけについての不均一課税の措置を考えられているわけでございます。これをさらに、低開発と同じ程度に考えてほしいという御要望でございますけれども、現在のところは新産並みというところまで来ている、こういうことでござります。ただし、近畿圏内において、すでに低開発法によつて指定されたその地域に対する低開発法の適用につきましては、これは当然でございまして、本法によつて打ち消されるということはないわけでございます。
○西村(閑)委員 大臣に対する質問を保留いたしまして、これで私の質問を終わります。

○鷲田政府委員 本法のねらいは、たゞいま御指摘のとおり、均衡ある発展並びに特に地方自治の本旨に従つてといふことがうたつてございまして、先ほどの御質問のとおり、これを指定して、しかも地方自治を害するということも形式的には考えられると思います。しかし、あくまでも地方自治の本旨に従いましての法規の運営でありますので、この点は御心配はないだろうと、実は考へている次第でございます。

○吉田(賢)委員 憲法第九十二条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」だから二つの要素がありまして、一つは、地方自治の本旨に基づくこと、一つは、法律によつて定めること。その内容たるや、地方公共団体の組織、運営に関する事項、こうなつておりますので、これはやはり地方自治の本来の問題を規定したものと考へるのであります。されば、地方自治の本旨に従つてなるべく運用したい、こういう御趣旨は一応わかると思うのでありますけれども、本旨に従うだけでなしに、法律に規定しなければならない。したがつて、よしんば本旨に従つておりましても、政令、その他訓令、通達等によつてこれを左右すべきでないということは、解釈上大体一致しているらしいのです。そこに問題があると思うのです。あなたの、本旨に従つて、ということは一応了承いたしましたが、なぜこれを法律で規定しなかつたのか。こ

ここに一つの根本的な錯誤が、次々と政令委任がまた起きてきている。これは、御承知と思いますが、しばしば河川法の改正なり土収法の改正で、政令委任が続出している。この傾向は、中央集権的あるいは官治的な、官僚主義的な傾向を助長する危険があります。地方自治は、申すまでもないことがありますけれども、民意を尊重するといふことが主眼だらうと思うのです。民意が低ければ、自治精神が乏しければ、これを啓発することがほんとうであります。それがなければ、民主政治なんというものは成長しない。めんどくさいから切つてしまえというおそれがあると思うのです。そこで伺っているんです。これは、自治省の行政局長の御意見伺いたい。

○佐久間政府委員 地方自治の本旨につきましては、いろいろな説明のされ方がなされておるわけでございますが、通常いわれておりますことは、地方自治には二つの要素がある。一つは住民自治、一つは団体自治。住民自治と申しますのは、その地方の行政を地方住民の意思と責任に基づいて処理するという考え方でございます。団体自治と申しますのは、国から独立の法人格を持つた地方公共団体ができるだけ国の干渉を受けないで、独立的に地方の行政を行なっていく、こういう方法でございます。

そこで、住民自治、団体自治と申しますが、本質的には、住民自治ということが地方自治の本質的な要素である。くだいて申しますならば、民意によって行政を行なっていくということ方が本来の性格であろう、かように私どもは理解をしております。

○吉田(質委員) 尋ねておりますのは、その次の、これを「法律」という一つある形式の手続を必要とする。この点が主になるわけありますから、その点についての御意見を聞きたい。

○佐久間政府委員 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定めます。」と憲法にござりますのは、御指摘のとおりでございます。そこで、地方公共団体の組織、運営に関する事項は法律で定めなければならないというところで、現在地方自治法その他の法律があるわけでござりまするが、その法律の中で、細目につきまして政令に委任をするということは、これは差しつかえないものと考えております。

○吉田(質委員) 細目とか、あるいは手続とか、そのような必要事項は、内閣法の十一条によつても明確になつております。細目ではなくして、少なくともここに国民の、住民の権利義務に重大な関係のある、たとえば工場等の制限地域の設定ということにもなりますし、あるいはその他の幾多の権利義務に關係する、既成都市区域といふものの設定になりまするので、細目とか手続ではございません。細目、手続ならば私は議論しないのです。そのような根本的なことでありますから、たとえば京都府のある地点からある地点までを、これを近畿整備既成都市区域に入れるというようなことは、ともかく住民にとりましては重大な生活利害等の関係が公私ともに発するわけでござりますので、そのような基本的事項につきましては、これは明確に、憲法等によつても、法律に基づくことを要請しておる。これについ、やはり

自治省の行政局長の立場ですから、明快に、態度、御意見は表明してしかるべきだと思うのです。

内において、やはり法律の精神にそのままのつとりまして、住民の意思であります本旨にもとらないよう、区域を指定する、こういうふうなのが、今回の本法の行き方じゃないか、こう考えておりますので、私の考え方からいたしまして、仰せのとおりの御非難はないのじやないか、こういうふうに実は考えております。

○吉田(質)委員 これは、その後命令が国民の権利義務に何らの被害も及ぼさなかつた、結果的によい命令であつた、ということは問題じやないのです。やはりそういうことの結果いかんにかかわらず、法律で規定すべきものは法律によるというふうにしなければならぬというのが、大上段の筋なんですから、どうして一体筋を通さなかつたのか。そこで、その筋を通さないから、その後のいまの政令の内容もまだきまらない、こういうことになつてくるわけであります。だから、政令の内容などもきまらないのに、さらに次に発展するところの整備計画だとか工場制限法が次々と出ていくということになりますので、本末逆になつてくる危険が生じるのであります。やはり筋を通じて、秩序を立てて、当初法律で明記していくことになりますので、本末逆になつてくる危険が生じるのであります。うとするときに、このような政令とかないしは指定などはもうすでに行なつておらねばならぬ。手続のことはいろいろだんだんとお聞きしますけれども、どうも私は納得しがたいのであります。

○八巻政府委員 都市開発区域及び近郊整備区域につきましては、整備審議会の意見を聞いて、内閣総理大臣が指定する、こういうことになつておりますが、内閣総理大臣の指定は、内閣総理大臣の告示という形で官報に公告される、こういうわけでござります。

○吉田(賢)委員 そういういたしますると、これはやはり、一つの政令よりもっと弱い行政行為あるいは行政处分、こういうふうなものだといふうに理解すればいいでしょうか。この点、次官、いかがでしよう。

○鴨田政府委員 総理大臣の指定でありますので、効力には甲乙はないと判断せられます。

○吉田(賢)委員 一体、総理大臣が指定するというのは、そうしますると、これは総理大臣みずからそれをなすというのか、あるいはその他の命令の形でもするというのか、指示という形でもするのか、それはどうなるのですか。

○八巻政府委員 近郊整備区域なり都市開発区域といふものの指定なり、あるいは近畿圏整備計画といふものの決定につきましては、すべて審議会の意見を聞いて、そして内閣総理大臣が決定する、こういうわけでございまして、その決定の対外的な効力を發揮させるためには、総理府令の定めるところによつて公表する、すなわち告示するということで対外的な効果を發揮する、こういうことでございます。

○吉田(賢)委員 この問題はどうもちぐはぐの答弁ばかりになりますので、まことに残念でありまするが、当初の既成都市の区域の政令、それからまた

近郊整備区域の指定、ないしは都市開発区域の指定、こういうことに一連の関連を持った手続上の大きな根本的疑問になるわけなんあります。したがいまして、この疑問を解明するためには、一体その行為の性格ないしはその効力なり、そういうものを明らかにしないから、手続がおくれてしまつたのです。手續がおくれるということは、国民の権利義務にも重大な利害関係があることは当然なんです。だから工場、学校等の制限にしましても、地域開発にしましても、世の中は激しく動いておるのでから、この激動の中であるものを設定していく、こういうのありますから、時間も空間も、いろいろな変貌をどんどんと呈しつつあるときなんですね。こういうときに、この性格が明らかになつておらぬものだから、これが、政令も手おくれになるし、指定もおくれてしまうし、したがいましてその範囲がまだばく然として明らかにならぬ、こういうことになるわけだと思うのです。この点につきまして、ひとつはつきりとそのお尋ねねする趣旨と、しかば、そうではなくて、いまこのような予定もあるといふようなことで、こういうような範囲で、ということをお述べにでもなつて、せめてこの問題に対する誠意のあるところをお見せ願いたいと思うのです。

この範囲で近郊整備区域を確定する。この地域について、この規模で開発区域を設けるというふうな内容の計画がきまりましてから、初めて審議会にかけて、それによって一つの図面の上で区域というものが公表できるわけになります。そうしてまた、総理大臣告示というような形で公表されるわけでございますが、まだその段階に至っておらないということと、その告示が、なされおらない告示がなされるときには計画がなされる、こういうことでございます。しかしながら、既成都市区域につきましては、現在まず一番、目になると申しますか、京阪神大都市のこの区域の既成都市をどうとするかということは、続いていろいろな近郊整備区域とかその他の問題に関連する一番根本でございますので、この既成都市区域の範囲につきましては、現在検討し、近くきめるという段取りをいたしております。

うお話をございましたが、これらの政令が、こうした連携する各都市を各都市というものは、こういうのであるという前提のもとで、いろいろと制限法のほうも十分御審議をいただいたいわけでございまして、御了承をいただいているわけでございます。

○吉田(質)委員 近畿に例をとりましては、近畿圏整備本部、そしてその長は本部長のようであります、近畿圏整備本部というのは調査機関なのか、行政執行機関を兼ねておるのか、これは一体どういう行政庁になるのですか。

○八巻政府委員 近畿圏整備本部の所掌事務は、第四条に規定してございますとおり、近畿圏整備計画の立案及びその立案のため必要な調査、第二号として、近畿圏整備計画の実施に関し各省関係の連絡調整、その次は、近畿圏整備計画の実施の推進、その他近畿圏整備計画に関する内閣総理大臣の権限に属する事務を処理するということでありますと、近畿圏整備本部の所掌事務は、昨年法律が成立いたしました段階におきましては、こういう範囲で所掌事務が行なわれておるということをございます。

○吉田(質)委員 そういういたしますと、さつきの地方自治の本旨との関連にまたなってくるのですが、この四条の四号は、近畿圏整備計画に関しては総理大臣の権限事務といつたら、これは内閣の首班でありますので、行政府の最高の権限を保有いたしております。いたしますすると、それが整備計画に関する各般の事項を、総理大臣の所管事

項である限りは処理し得るのであります。ですから、これは何をさすのですか。もしこれをかなり広く解していきますならば、おそらくこれは自治の長の上にあぐらをかく危険があります。首長は御承知のとおりに選挙によります。一切がこれ人議会も選挙によります。一切がこれ人の選挙によってできておるのが日本の自治体の本旨であります。ところが、人民の手が届かないところの任命された役人が上にどつかとすわって、そうしてその地域、範囲内において、相当な広範囲の権限を実施するということになりますたら、これはたいへんです。だから、その傾向は相当考慮して進んでいかなければ、これはすでに母法はできておりますので、やはりそこでおそじの感がござりますけれども、しかしながらためて提案されました二つの法案は、その中身として相當重要なものですから、だからそれを実施する上におきまして、総理大臣の権限行使ということがかなり大っぴらにやられる場合には、相当慎重に、そうして民主政治と自治の本旨を守るという線がくずされては困ると思いますので、同つておるわけです。

か、その大部分は、近畿圈整備法に基いてあるわけでございます。この法律の範囲内で、内閣総理大臣に権限をゆだねられたということ以外に逸脱して、近畿圈整備計画に關して、何でもかんでも口出しするということはございません。

の手中におけるいろいろな施設の整備に関する計画というものに分かれておるわけでございまして、工業団地をつくるだけの計画ではございません。その全体の区域の整備、全体の計画の中で、工業団地を造成するためには、一定の強権力と申しますか、権限を与えなければならぬ。こういう意味で、工業団地造成事業について、第二章でいろいろな規定があるわけでございますけれども、工業団地造成以外のものは、その計画の中で総合的に計画されるというふうに御理解いただきたいと思います。

いては四百八十一の赤字団体を出しておるし、二百三十二の再建整備団体を出しておる。言いかえますと、赤字団体というの、府県都市を通じまして、総体的に漸増の形勢にあるという実情であります。やはり地方自治といふものを無視して、中央からおつかなせにいくというような政治的傾向は、まさにこれは考へなければならぬ。全くそれは政治じやないのです。事務屋のものは、国民は何を求める何を悩んでおるかということを基底においてしなければだめだとと思うのです。そこで一体このような計画を官庁組織が立てる、これはなるほど審議会の意見を徵すといふことはありますけれども、審議会というものは、りょうりょうとして若干の代表が出ておるにすぎない。その手続たるや任命であります。ありますので、全体の民意を代表しておるとは必ずしも思えない。さきに一言触れたごとに、いわば民衆の手の届かないところでこれが計画されていきますので、そこで、地方財政の実態から考えてみましても、幾多の新しい負担が増加するということになりはしないか。その場合は起債を認めましょう、その場合は、東京へいつてくるならば、補助金もやりましようといったようなことがあるかもしけれども、しかし起債は借金です。補助金を出すと言つたところが、補助金はやっぱり国民の税金です。というようなことを考へるならば、私はやはり地方自治は自治の立場を尊重いたしまして、なるべくその発展に大きな負担がかからないよう根本的な考え方があるが、法案の内容としても相当整備されていないといけない

と思うのですが、どうも見渡せませんので、これはやはり足らなければ中央で補つてやる、という甲斐のような広範な総合計画が立派な見渡しから見ますと、財政がきわめて重視しておるのではないか。財政のとれた全国的な配分といふが、財政の面から見ると、私は民衆の影響を与えるか、自治省としましてどうお考えになるか、行長、お考えを述べてもらいたい。

は、いわばそういうふうな地域格差をなくさう。しかして地方自治の本旨ののとつてやっていくこうというのがわらいでございまして、御懸念のようないじやないだろか、こういうふうに考え方であります。

○吉田(慶)委員 その点の趣旨が、法案に出ているところがございましょうか。

○鶴田政府委員 今回の法案の本法でありまする近畿圏整備法に、その目的がうたわれておりますけれども、この眼目に従いましての法案でありまするので、そういうふうに考えられるのであります。

○吉田(慶)委員 ちょっと納得できないのですけれども、大臣に聞かなければしようがありませんので、この点の質問は保留をしておきたいと思ひます。

そこで、最後に伺っておきたいのですが、首都圏整備の事務局長、谷藤局長に伺っておきたいのですが、首都圏整備委員会において、第二国際空港を浦安に予定して、その線で調査を進めているかどうか。

それから、あなたの委員会においては、羽田空港を貨物の集散空港にするというような意図があるのかどうか。

もう一点は、何か浦安にする企業側の希望があるというか、そういう検討しているというふうな書き方になつておきたいのです。

○谷藤政府委員 第二空港の問題でございますが、昨日の日経の夕刊にそのようなことを、首都圏の委員会として検討しているというふうな書き方になつておきたいのです。

つて出でおります。それは、實際には、第二空港そのものの問題につきましてどう处置すべきかということにつきましては運輸省の所管でございまして、ただ首都圏いたしまして、第二空港を、今後の空港対策につきましてどうと申しますのは、いろいろな交通対策のいろいろの注文がございます。注文と申しますのは、いろいろな交通上の問題、あるいはまた今後新しい飛行機ができるまでの間に、第二空港をつくっていただきなければならぬというふうな問題がござります。ただ、現在の首都圏の交通計画からまいますと、首都高速道路公団の都市内の高速道路及び臨海道路及び現在の法定計画になつておりますところの高速道路は、御承知のように、中央道、東名道、それから関越国道、東北道、こういうものが法定計画になつておるわけでございまして、それらの交通計画と相連いたしまして、できるだけ都心に近いところに選定していただきたいといふことは、航空局に対しても申し上げておるわけでござります。ただ個々の場所につきましては、どの位置でなければならないというふうなことは、運輸省のほうに申し入れをしておるわけでございませんで、ただ、こういう問題として考えた場合にはどういうふうな結果が生まれるか、というふうなことはございませんで、ただ、こういう問題ます。それは若干新聞の中にも書いてござりますけれども、羽田空港をもうやめるようなことがあった場合にどういうふうな使い方をするか、それから羽田を使わなければならぬとしますならば、どういう位置が選定上やむを得ずそこの位置でなければならなくなるかというような個々の問題を、実

は質問という形でお願いしているわけ
でございますが、それがいかにも委員
会の意見であるかのような形で新聞に
は出ているようでございまして、その
点は、私のほうの事務局の考え方と若
干違っているわけであります。
○吉田(實)委員 あなたの首都圈整備
委員会の計画第二部長井上健」という
方がございますね。この方は航空審議
会の専門委員となつて、航空審議会の
会長の平山氏の答弁によれば、専門委
員全員一致、それから委員会全会一致
の答申ができたことが答弁され
ております。また、すでにこの問題は
政治問題化しております。当委員会に
おきまして、河野建設大臣は補安に予
定して進めたい、あるいは、運輸大臣
は、決算委員会において、審議会の答
申案で進みたい、二つの意見がまつ二つ
に分かれて対立しているのです。です
から、その際に、事務当局の方が浦安
説を運輸事務当局に申し込んで、しか
して、これが石油とか鉄鋼とかの会社
が希望しているようなことを理由に、
新聞に記載されておりますので、いま
お述べになつたように、新聞の誤報で
あればたいへんけつこうだと思いま
す。なすべき仕事が山積しているおり
からでありますので、こういうことを
あなたがおなりになつたのかと思つ
て、そうでなければたいへんけつこう
でありますけれども、私は、やはり空
港即空の交通の問題は首都圏ないしは
近畿圏いずれにいたしましても、日本
全体のきわめて重要な動脈的な交通の
問題でござりますので、事務当局とし
ては、できるだけ慎重な態度をとられ
ることを希望しておきます。

としていろいろと書かれておりますことは、そういう趣旨ではなかつたのであります。第一は、浦安の地盤のほうは、鉄鋼や石油会社から立地を希望しておる、そういう点から見ても心配はないという意味は、審議会のほうにおきましては、これは悪質などとありますので、特殊な方法でもつてしまつなければ埋め立てできないというのです。したがいまして、三十億円くらいかかるのですが、私は専門家でないから知りませんが、そういうことで、何か会社側がいろいろ希望するので、だいじょうぶだというようなことが新聞にでかでかと書かれておりますので、こういう点につきましては、非常に政治問題化しているおりからだから、委員会の立場としてはいかがなものか、こう思つて伺つたわけありますが、なければけつこうであります。

から非常に制限を受けておりますぐわけれども、それだけではなしに、やはり技術的には、地上の問題としましていろいろ問題点があるのでなかなかうか、そういうような技術的な、地上もしくは上空の総合的な関連において、いろいろ検討いただいて、その結果こうであるということであれば、首都圏としては、またその答えをいただきまして十分検討すべきものであろう、こういうふうには考えておるわけでござります。それ以上のことを、私どものほうとしましては、首都圏基本整備計画の中に、空港の問題は、委員会としての検討すべき事項としてまだ入っておりませんので、首都圏整備委員会として、そこまで積極的な意見を出すということは差し控えるべきであるというふうに考えておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 も、大臣がおられませんから、きょうはこの程度で終わります。

○羽丹委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十日水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

羽委員長 本日はこの程度にとどめ、
次会は、来たる十日水曜日、午前
より理事会、午前十時三十分より
開会を期することとし、これにて
云いたします。

午後一時三十三分散会

昭和三十九年六月十一日印刷

昭和三十九年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局